

# 堺市頑張る中小企業応援補助金 のご案内

～「中小企業生産性革命推進事業」に取り組む市内中小事業者の前向きな投資を応援します～



QRコードはコチラ⇒

概要	国の中小企業向け緊急対策事業の中核である「中小企業生産性革命推進事業」に取り組む市内中小事業者の前向きな投資を促進するため、『堺市頑張る中小企業応援補助金』を <b>予算の範囲内</b> で交付します。
対象者	堺市内に主たる事業所を有する中小事業者 <div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">「持続化給付金」ではありません!!</div>
対象事業	<p>「中小企業生産性革命推進事業」のうち、次の対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模事業者持続化補助金（一般型・コロナ特別対応型） （事業再開枠を除く）</li> <li>・ IT導入補助金2020（特別枠含む）</li> </ul> <p>※ 国への交付申請が令和2年度中に行われ、令和2年7月27日～令和3年3月31日までに交付確定がなされたものに限ります。</p> <p>※ 同一の事業内容で、本市から他の補助金等の資金助成を受けるものを除きます。</p>
補助額	対象経費の15%の上乗せ補助をします（※ 限度額があります） <b>（※ 予算の上限に達し次第、受付終了となります。）</b>
要件	<p>次のすべてを満たす必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当補助金の申請時点において、本市内に本社、本店又は主たる事業所を有する中小企業者又は、小規模事業者及び補助対象事業において要件を満たす特定非営利活動法人</li> <li>・ 市税を滞納していない者</li> <li>・ 堺市暴力団排除条例（平成24年堺市条例第35号）第2条第1号、第2号及び第3号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に該当しない者</li> <li>・ 公的資金の交付先として社会通念上適正であると市長が認める者</li> </ul>

## 【提出先・お問合せ先】

堺市 産業振興局 商工労働部 産業政策課  
 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1  
 Tel (072) 228-7414 Fax (072) 228-8816  
 E-mail : sansei@city.sakai.lg.jp

## 【国の「中小企業生産性革命推進事業」についてのお問合せ先】

● 小規模事業者持続化補助金：堺商工会議所 経営支援課 Tel (072) 258-5581  
 ● IT導入補助金：IT導入支援事業コールセンター Tel (0570) 666-424

裏面につづく



提出書類

- ・堺市頑張る中小企業応援補助金交付申請書
- ・役員情報届出書（法人の場合に限る。）
- ・補助対象事業に係る国の実績報告書類の写し
- ・補助対象事業に係る国の交付額の確定通知書の写し
- ・発行後3か月以内の履歴事項全部証明書（個人事業者は、個人事業の開業・廃業届出書の写し、又は税務署の受付印が押印された直近の確定申告書の確定申告書B第一表。）
- ・納付期限が到来している直近の事業年度に係る法人市民税（個人事業者の場合は、直近の年度に係る市民税・府民税）の納税証明書（非課税の場合は、（非）課税証明書。ただし、第一期決算未達の場合は申立書。）
- ・誓約書
- ・その他市長が必要と認める書類

申請方法

交付申請書に必要な事項を記入し、上記必要書類一式を添えて、申請期限までに堺市産業政策課まで郵送してください。

- ・申請期限：令和3年3月31日（水）（必着）
- ・郵送先：表面下部をご覧ください。

※ 原則、郵送にて申請してください。  
**※ 先着順（予算の上限に達し次第、受付終了となります。）**

申請フロー  
(イメージ)



※ ⑤以降から、堺市へのやり取りとなります。